

第2回練馬区次世代育成支援推進協議会会議録

- 1 日 時 平成22年10月21日(木)午後6時30分から
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎5階庁議室
- 3 出席委員 広岡座長、大木副座長、池本委員、市川委員、鈴木(健)委員
関口委員、竹川委員、土屋委員、長岡委員、本橋委員、大和田委員
木内委員、清水(毅)委員、平野委員、清水(由)委員
鈴木(啓)委員、土田委員、永島委員、坂本委員(順不同)
児童青少年部長、人権・男女共同参画課長、保育課保育助成係長
青少年課長、学務課長、生涯学習課長、光が丘図書館長
(事務局)子育て支援課長、子育て支援課職員
- 4 傍聴者 0人
- 5 議 題 (1)計画事業について
基本目標 「子どもたちの『育つ力』と子育て家庭の『育てる力』
を応援します」
(2)意見交換
(3)次回の予定について
(4)その他
- 6 配付資料 (1)次回の予定について 資料1
(2)前期計画と後期計画骨子の対比 資料2
(3)前期計画と後期計画の事業内容について 資料3

所管課 練馬区健康福祉事業本部児童青少年部子育て支援課庶務係
電話 3993-1111 内線8011
E-mail kosodate01@city.nerima.tokyo.jp

(会議の概要)

座長

それでは、定刻になりましたので、第2回練馬区次世代育成支援推進協議会を開会したいと思います。お忙しいところご参加いただきまして、大変ありがとうございます。

今日は、計画事業につきまして、基本目標のご意見をいただくことになっております。活発なご意見を期待しております。それから、一人の委員から大変細部にわたるご意見をいただきました。中身が、基本目標の後の部分にかかわってくると思いますので、今日は皆様、まず委員のご意見についてしっかり目を通していただくこととして、次回、もしくは次々回に、委員からご意見をまとめてちょうだいできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

児童青少年部長

皆さん、こんばんは。児童青少年部長の中村でございます。私の方から一言ごあいさつと、それから職員の紹介をさせていただきたいと思っております。座長からご案内がございましたけれども、今日から、次世代育成支援推進計画の実際の計画の中身について、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思っております。本日は、計画の中の「子どもたちの『育つ力』と子育て家庭の『育てる力』を応援します」という柱の内容について、後ほど事務局から、簡単に述べさせていただきます。その後、各委員からご意見をいただき、今日は、職員、管理職等が出席していますので、ご質問いただければと思っております。よろしくお願いいたします。それでは、今日出席の関係各課長、係長の自己紹介をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(人権・男女共同参画課長、保育課保育助成係長、青少年課長、学務課長、生涯学習課長、光が丘図書館長の自己紹介)

児童青少年部長

以上でございます。よろしくお願いいたします。

座長

どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速、議題に入ってまいりたいと思うのですが、配付資料の確認をお願いします。

子育て支援課職員

では、お手元にお配りしました資料について、ご確認をお願いいたします。本日の次第、それから資料1、2、3とあります。また、先ほど座長からご案内のあった一人の委員の意見書です。当該委員のご意見は青色で打っていき、黒い色は計画事業をテキストファイルに落としたものになっております。体裁は、見た目は少し違いますが、計画本書の事業の概要というページと同じ内容のものです。それぞれについて、当該委員の青色のご意見が入っているということになります。それから、前回の会議におきまして各委員の皆様から出された資料のご意見につきまして、座長から、前期計画と後期計画の対象ができるようなもの、それから、この会の最後に出しているまとめについて、資料の提出をするようにご指示がございました。この会の最後に出している前期協議会のまとめは、皆様に第1回会議議事録をお送りいたしましたときに、計画本書212ページに前期の委員が出されました意見が載っていることをご案内いたしました。

前期計画と後期計画の対照ができるものとして、資料1と2を説明させていただきます。まずは資料1でございます。前期計画と後期計画の計画書の目次から、計画の骨子のご案内になっております。まず、「第1章 計画の基本的考え方」で、左側が前期行動計画の骨子となります。第1章は、ほとんど変わっておりません。右側の後期計画、「第1章 5 計画の位置づけ、他の計画との関係 (4) 地域福祉計画について」ということで、ただいま地域福祉計画と福祉の総合計画を策定中ですが、その中で、この次世代育成支援行動計画は地域の分野別計画として位置づけられているということが記載されています。それ以外は前期計画と同じに内容になっております。それから、「第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題」です。前期計画と比べますと章立てが若干変わっておりますが、後期計画の「1 子どもと家庭を取り巻く現状」で、「(1) 児童人口の推移」というのがございます。こちらは、前期計画の策定当時の少子化の見通しと、後期計画の策定当時の見通しが変わってきたという内容で記載されております。もう一つは、 になっておりますが、社会の動向で、「(1) 世界的経済不況」という項目が新たに加わっております。5年間の経過によって変わった条件について記載されております。同じく、「第2章 2 (7) 必要な支援を受けられる社会を築く」。こちらが前期計画ではなかったところにな

ります。それから、前期計画の「第2章 4(5)子育てと仕事が両立する社会を築く」。こちらの順番が、後期計画では第2番目に持ってきているところが異なります。それから、第2章の3は「前期計画での主な取組」で、前期計画にはない内容が記載されております。後期計画本書の22ページからその内容が記載されています。それから第3章にまいります。行動計画の体系になります。こちらは、前期計画で、「第3章 1(5)子育てと仕事の両立を応援します」の部分が、後期計画の「(1)子どもたちの『育つ力』と子育て家庭の『育てる力』を応援します。」という本日の議題の基本目標に含まれました。また、前期計画の「(6)特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します」、こちらが後期計画では、「支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します」という名称に変更しております。行動計画の体系ということで、裏面をごらんください。その体系に基づきまして、各事業計画の施策の体系が記載されております。前期計画の「子育てと仕事の両立を応援します」が、先ほどご案内しましたとおり基本目標に移動しております。矢印で示させていただいておりますが、その中の9番目の施策、「誰もが働きやすい就業環境の推進」に移動しています。それから、先ほどの表現の変更で、前期計画で記載しておりました「特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します」の記載内容が、「支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します」という内容で変更しております。以上が計画の骨子の対比になります。

引き続き、資料2をごらんください。1番におきましては、前期計画、後期計画の事業数の比較になっております。前期は策定当初の数字とご理解ください。26の基本施策、211事業。うち、計画事業数62。後期は25の基本施策。取りまとめられました施策が一つございましたので減っております。そして210事業。うち、計画事業数が47となっております。2番目、計画事業の廃止です。前期行動計画の中で廃止された事業が四つございます。「放課後児童等の広場の推進」につきましては、廃止の理由で、練馬区における放課後子どもクラブの推進計画に伴い、学校内への学童クラブ建設が行われるようになったため。二つ目が、「児童館子どもスタッフの設置」。この「 - 5 - 8」という数字は後期計画の事業番号になっています。廃止しました事業番号は前期計画の事業番号です。新しい「 - 5 - 8 児童館スタッフの活用」に更新されました。三つ目が、「新病院整備事業」。事業目標の達成により廃止となりました。四つ目が、「思春期における心の健康支援ネットワーク事業」。こちらは要保護児童対策地域協議会などの関係者によるネットワーク対応が日常的に実施されるようになったためという理由で廃止されました。3番目が、

前期計画では計画事業と定められていたものが計画事業外になったものになります。数が多いですので省略させていただきまして、そちらが28事業ございました。新規の計画事業が17ございます。事務局からの説明は以上になります。

座 長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見とかご質問はございますか。特段ありませんようならば、審議に入ってもらいたいと思います。よろしいですか。

(は い)

座 長

それでは計画事業に対してご意見をいただきたいと思います。今日は、基本目標「子どもたちの『育つ力』と子育て家庭の『育てる力』を応援します」が最初になります。行動計画の本章では30ページに体系図がございますが、全部で六つの大きな柱の中で、今日は1番目の柱です。九つの小さな柱が立っております。九つですので、三つずつ順番に説明をしていただいて、三つずつに分けてご意見をいただくという進め方にしたいと思っておりますが、よろしいですか。

(は い)

座 長

それでは、先に、委員がさっき一言とおっしゃいましたけれども、ごく簡単に一言いただく。もし長いようでしたら後ほどでも。どうでしょうか。

委 員

座長からお言葉をいただいて、説明と言われても、私は、全く資料を見て話すことができませんので。ここに、せっかく事務局がそろえてくれたのですけれども、これを一つ一つ、第1章分と言われても、どうしようもない。言いわけになりますが、7月14日の第1回を経て、それで私は事務局にお願いして、先ほどの説明で「テキストファイル」という言葉がありましたけれども、私は、音声パソコンに入れて、ワードでは私のパソコンは古くてためなのです。テキストファイルにしていだかないと使えない。そのためには、現

在、本になっているような、こういう形で、ワードになっていると思うのですけれども、そういう形ではない、だけれども本文は同じはずなのです。文章は同じはずなのですけれども、テキストファイルという形。それを聞きながら、自分自身で意見なり、あるいは質問なりということで打ち込んでやったのですけれども、暑さを言いわけの一番にしたいのですけれども、予定が狂いまして、現在は、今出ているこれよりも、第2バージョンとしての資料ができていますのですけれども、今日は間に合わなくて事務局に送れなかったのですけれども。

そういう経過を経て、次には、そういうものとか、あるいは、先ほどのこれを見ていただくとわかるのですけれども、ブルーの字で私の意見を書いたのですけれども、これを集大成として、総論と各論に分けて意見をはっきり言った方がいいかなという気がします。

というのは、第1回するときにも私は感想を申し上げたと思うのですけれども、非常に細部にわたって、細かく、細かく意見ができていますわけです。そして、それはいいのですけれども、違う目で、もっと鳥瞰的というか、バードビューというか、違う視点でものを見ると、何でこういう話が出てくるのか、あるいは何でこういう話が入ってないのかというものが幾つか出てくるのです。そういう意味では、総論的な話と各論的な話に分かれてくると思うのです。今日、この短い時間にぜひ皆さんにお伝えしてご意見いただきたい、あるいはこれからの中で、相当それを意識的にいただきたいということがあります。それを、できるだけ、いただける時間いっぱい話したいのですけれども、それでも皆さんのご意見を伺わなくてはいけないから、できるだけ短く。というのは、今のこの社会は、これまで日本は明治以後150年、あるいは終戦後65年、こういう時間を経て、現在の日本の世界的な地位というか、あるいは世界における日本の位置づけができたわけです。明治維新のころだと、本当に日本は、「劣等国」という言葉を使ったかどうかは知りませんが、欧米の列強から比べれば、非常にひどい国情だったわけです。これを、150年かかって、あるいは敗戦後の60年かかって、現在までになったのは、この資料の視点から言えば、教育の問題がある。その教育は一方的に先生方が教壇から教え込んでいく。そして、子どもたちは一生懸命それをノートにとったり、あるいは覚えたりという形で、結局は欧米の文化文明を、できるだけ自分たちの知識として身につけて、社会に出てそれを生かして、現在のこういう社会に育てたと思うのです。ところが、数年前から、あるいは少し長い目で見ればバブル崩壊ごろに20年という時間のところで大きな変化。結局は、これからの日本は、欧米に追いつけ追い越せという目標が、もう同じ肩に並んでしまったわけです。そう

すると、そこに大きなパラダイムというか、社会全体、特に政治が今そういう方向で大きな変化を遂げつつあるわけです。ここでいう教育問題も、本当は大きなシフトをしなくては行けない。もちろん、その一つのあらわれとしては教育基本法の変更があったと思うのですが、それよりも何よりも、私の身近なところで言えば、私は図書館問題だと言いつけると思うのです。というのは・・・。

座 長

図書館問題でありますので、次回か次々回に時間をたっぷり割くことができると思います。今日は議題を、 の「子どもたちの『育つ力』と子育て家庭の『育てる力』」で絞って、せっかく担当課長さんたちもお見えになっておられますので、次回か次々回に一度、委員のご意見を聞かせていただければ幸いです。

委 員

それでは、そういうことで次回に回しましょう。

座 長

恐れ入ります。ありがとうございます。それでは、先ほど申しましたように、1・2・3、4・5・6、7・8・9と、三つに分けて議論を進めていきたいと思っております。最初の三つについて、事務局、ご説明をお願いいたします。

子育て支援課職員

では、お手元の計画本書で、本日のページでは35ページから始まりますものと、それから、後ろの方に、「事業の概要」といって、計画事業以外に計画全体の事業がまとめて掲載しているところがございます。125ページからになります。そちらを両方比較いただきながらご意見をいただきたいと思っております。では、まず施策1です。37ページにございます、「1. 子育て支援についての情報提供、相談機能の充実」となっております。このうち、計画事業の主なものだけ、ご説明を申し上げます。1ページ開いていただきまして、38ページに「 - 1 - 2 子ども家庭支援センターの整備」がございます。現在、子ども家庭支援センターは、21年度末で4か所設置しておりました。後期の5か年の事業量といたしましては、1か所、大泉の子ども家庭支援センターの増、その他機能集中化とい

うことで、練馬の子ども家庭支援センターを1か所移転させるということが事業量になっています。26年度末の目標値といたしましては、先駆型センターが1か所、従来型センターが4か所となっています。子ども家庭支援センターの事業の概要につきましては、身近な地域の子ども家庭支援センターにおいて、保健師・社会福祉士等専門職員が子どもと子育て家庭の総合相談に応じるという点と、練馬区におきましては、児童虐待通報先が子ども家庭支援センターとなっていますので、そちらの二つの要因がございます。また、先駆型にしましたのは、児童虐待対応ということになりますと重大な問題は当然のことですので、機能の集中化を図っていくことが計画事業に挙げられております。

二つ目の施策、「2. 子育て家庭の交流の促進」で、39ページにまいります。このうち、計画事業の一つといたしまして、40ページの「 - 2 - 1 子育てのひろば」というところを読み上げさせていただきます。21年度末の現況が、ぴよぴよ5か所、にこにこ63か所、民間学童保育事業が3か所、それから、民設子育てのひろばへの支援8か所となっております、5か年間で、ぴよぴよを6か所増、民設子育てひろばへの支援ということで5か所増という事業量の予定でございます。26年度末が記載のとおりになっております。子育てひろばはゼロから3歳までの子どもさんと保護者の方々が集っていただくということ、それから、子育ての孤立化を防ぐという目的で運営している事業になっております。

それから、三つ目の施策です。42ページに記載がございます。「3. 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」になります。このうちの計画事業につきましては、43ページに「 - 3 - 3 ファミリーサポート事業」のご案内がございます。こちらは21年度末の現況で、ファミリーサポートセンター練馬、光が丘、関、3か所が設置されておまして、保育サービス講習会が年間4回行われております。5か年間の事業量ともに数値は記載されてございませんが、援助の依頼、受付体制の充実、援助会員の増員や育成、保育サービス講習会の充実というものをより強く図っていくという内容になっております。事業の概要といたしましては、区民の皆さんが援助会員となっていただき、子どもの保護者の方々が利用会員となっていただきまして、双方の了解のもと、お子さんの一時保育や、保育所などへの送迎を行うという事業になっております。

以上、三つの施策の主な計画事業だけ説明をさせていただきました。

座 長

ありがとうございました。この三つの柱、1、2、3のところ、ぴよぴよとか、子ど

も家庭支援センターといったところであります。いかがでしょうか。日々感じていらっしゃることもかあると思いますので、忌憚のないご意見をどんどんお話しただければと思います。どなたからでも結構です。

委員

まず、子ども家庭支援センターのことですが、21年度末に4か所、5か年の事業量が1か所（大泉）増ということですが、今後5年間で1か所つくるということですか。この数は、どういうふうにして出てきたのかわからないのですが、少ないのかなと。5年かけて、これなのかというのが、感じました。それから、先駆型センターと従来型センターの違いが私は理解できませんでした。あと、子育てひろばのびよびよの平均的な利用数はどのぐらいなのか知りたいところです。お願いします。

座長

それでは事務局、どうぞ。

子育て支援課長

まず、子ども家庭支援センターの箇所数です。これにつきましては、基本的には、子どもと家庭の総合相談を受け付けるということで、大きく、地域の総合相談を受ける場所と考えておりまして、基本的には福祉事務所単位で、4か所が基本的な考えでした。区の中央部が空白になるということで、貫井子ども家庭支援センターを5か所目ということで整備をさせていただきました。もっときめ細かな子育て家庭の支援という観点から言いますと、先ほど申し上げた子育てのひろばが基本的には地域的な拠点ということで、24か所の整備を考えています。子育てのひろばとか、いろいろな機関でご相談があったものを子ども家庭支援センターで集約して、対応していくのが基本的な考え方です。福祉事務所単位に1か所というのが基本的な考え方で、4か所ということで整備をさせていただきました。それから、先駆型と従来型ということで、確かに、この言葉がわかりづらいかと思っています。実は、この分け方は、基本的には東京都が分けています。先駆型というのは、基本的には一番機能が強いセンターという位置づけです。特に、都の要綱で言わせていただきますと、主な事業が五つございまして、子ども家庭総合マネジメント事業、地域組織化事業、要支援家庭サポート事業、在宅サービス基盤整備事業、専門性の強化事業という五つ

です。先駆型はこれを全部やらなければいけないということになるわけですが、従来型というのは、そのうち二つ以上やれば良いということです。端的に何が違うかと言いますと、基本的には、要支援家庭のサポート事業をやるかやらないかというのが一番大きなところだと思います。特に、先ほどから出ております虐待の関係をメインに引き受けるかどうか大きな違いです。先ほどの説明にもあったように、私どもとしては、基本的には練馬にそういうものを集中的に持って行って、機能を高めていきたい。そのほか4か所については、虐待の受信はいたしますけれども、基本的には対応しないということで仕分けさせていただきました。

それから、ぴよぴよの利用状況です。21年度の実績で申し上げますと、ぴよぴよについては、5か所で、利用総人員は8万3,683人です。1施設1日当たり何人来ていただくかということで申し上げますと全体としては、1日当たり76人の利用があったということです。そのうち、一番多いのは光が丘ぴよぴよです。113人。一番少ないところでも、西大泉ぴよぴよですが、ここは50名です。これについては、年々の利用者数は増えてきていますので、先ほども申し上げたとおり、今、公設は5か所ですけれども、今後また5か所増やしていくという予定です。以上です。

委 員

ありがとうございました。先駆型については、虐待の対応をするセクションであるということで、理解はよろしいですか。そうしますと、虐待についての事件は、最近すごく多くありまして、練馬もかなりあると聞いています。区民からは、こういう対応では少ないのではないかと感じています。

それから、ぴよぴよの利用者数を聞いたかったのは、私も子どもが小さいときぴよぴよを利用させていただいたのですが、そういうところに通っているお母さんたちとか、子育ての人たちというのは、そういうことに通うことによって、仲よくなったりとか、ネットワークをつくったりとか、そういうのはすごくいいのですが、虐待の事件を見ますと、親が孤立しているところがあるのです。だから、ぴよぴよとか、そういう施設が身近にあるという広報活動をもっとたくさん、いろいろな機会にされたらどうかと思っております。そこに来られている方は、十分いろいろな情報を受けることもできるし、ネットワークもつくることのできる。でも、それを知らなくて利用していない人は、それから外れてしまって、いろいろな支援を受けることができなくなる。そういうことで、虐

待の事件と何らかのつながりがあると思いますので、そういったことも含めて広報活動をされたらどうかと思うところです。以上です。

座 長

ありがとうございました。委員、どうぞ。

委 員

虐待の件ですが、確かに、虐待が増えたから、そういう相談所を設けるというのも一つの考えかと思うのですが、今ご意見がありましたように、事前に虐待を予防する方向で子育てを考えていくことはとても大事ななと思います。その辺で、今の委員からご意見をいただいたような、区民の方が相談しやすい場所とか、それぞれの子育て家庭が孤立化しないところに力を入れて取り組むべきという考えを持っています。以上です。

座 長

委員、どうぞ。

委 員

私は、貫井子ども家庭センターぴよぴよで働いているのですが、センターの事業ではなく、ぴよぴよのスタッフですけれども、常に連携をとってやっているのですが、常に働いていて、虐待の予防・防止の一步一步をやっていると、ひしひしと感じています。

先駆型、従来型という形で分けてしまうのもどうかと思うのですが、すごく基本的なところで、虐待が起きないためにはどうしたらいいかを考えるのが私たちぴよぴよの役割だなと、オープンして10か月ぐらいですけれども考えています。そういった支援をできるのが私たちだと思っていますので、日々活動しております。先駆型で練馬に1か所集中というのはわかるのですが、練馬子ども家庭支援センターでの活動の範囲が広いと思うので、虐待対応だけではないですね。なので、人員の配置を増やしてとか、そういった手厚い先駆型をつくってくださるのかどうかということと、もし、それが余りにも仕事量が多いようだったら、もう1か所ぐらいどこか先駆型をつくるべきではないか。練馬はとても大きいので、そういうふうに思います。私たちのような従来型でできることを、私たちは民間ですがいろいろ工夫して、先駆型のセンターに上げていきたいと思っていますので、よろ

しく願います。練馬も光が丘も貫井も大泉も民間に委託されてきていますが、パンフレットを見たときにここだけ浮いているような感じが、私は一区民としてあるので、そのところを教えていただきたいというのがあります。先ほどの虐待防止というところでは、広報という言葉がありましたけれども、切れ目のない子育て支援をしていくことが一番の予防になると思っています。それなので、「こんにちは赤ちゃん事業」とか、二次健診とか、そのときに子育て家庭と一番近く接することができるので、情報の与え方を徹底してもらいたいと思います。子育て応援券に関する意見を結構ぴよぴよで聞きます。あれは事業がまだ若いと思うのですが、わかりづらい。今日も、私が「ここに来る」と友達に話したら、あの応援券は非常にわかりづらい、使いづらい。期間が6か月だったり1年半だったりするのは、その時期にそういう手続をすること自体も大変だから、もっとわかりやすくしてほしいという意見をいただきましたので、ここでお伝えします。

座 長

ありがとうございます。重要なことをたくさんおっしゃったので、担当課長さんたちもいらっしゃると思うので何か一言ございましたら、ぜひご発言をお願いいたします。

子育て支援課長

いろいろお話いただきました。私どもも、まさに児童虐待は非常に重要な取り組みだと思って力を入れています。今日は、東京都児童センターの係長にも来ていただいていますけれども、連携をとりながら、早期発見、予防という観点から取り組んでいます。今お話をいただきましたけれども、ぴよぴよとか、いろいろな事業を通して、いろいろな悩みのある方に来ていただいて仲間をつくって、子育ての負担を軽減していくことも、これは一つの大きな児童虐待の予防になると思っています。子育てのひろばは、バギーを引いて行くということで、なるべく近いところに必要だという観点から、この5年間ではトータル24か所にしていこうということで進めています。

それから、今お話がありました「こんにちは赤ちゃん事業」という、保健所でやっている訪問事業とも十分に連携をして、訪問をして、気になる方がいればセンターにつなげていただいて、訪問して、いろいろお話を聞いていく。このような取り組みも実施しているところです。

それから、練馬子ども家庭支援センターが先駆型で1か所ということで、足りないので

はないかというご意見がございました。確かに先駆型は1か所なのですけれども、対応する拠点は複数箇所置いていこうと考えています。今は、練馬子ども家庭支援センター、関子ども家庭支援センターで直接対応していますけれども、関子ども家庭支援センターについては来年から委託をさせていただいて、そこで今やっている児童虐待対応部分については別途場所を設けて、直接対応していこうと思っています。今後、児童虐待の数が増えれば、それに応じて拠点を増やしていくことも検討しなければいけないと思っています。職員の数ですけれども、平成17年度当初に立ち上げたところは、相談員も5名でやっていたけれども、今年度22年度については、今は15名ということで3倍増させていただいています。今後も、必要な人員を配置していく必要があるだろうという認識は持っています。最もよい体制はどういうものか、常に考えながら、今後も進めていきたいと思っています。

それから、西大泉のぴよぴよです。子育てひろばは、今は、ぴよぴよと民間のひろばという形でやらせていただいていますけれども、数を増やすに当たっては、いろいろな形態が必要かと思っています。西大泉のぴよぴよは、区の保育園のOGの先生方に運営をいただいています。また、今後も、多様な方法で実施していく必要があると考えていますので、すべてを民間ということでもないのかなと思っています。いろいろな運営の状況を見て、私どももフィードバックをしながら、よりよい体制を考えていきたいと思っています。特に、区のぴよぴよは、職員のスキルが一定程度あるのですけれども、民間は、経験の浅い方もいらっしゃるの、そういうところの底上げみたいな部分を、今後は含めてやっていく必要があるだろうと認識しています。

それから、子育てスタート応援券です。実は一昨日、貫井のぴよぴよにも、光が丘のぴよぴよにも、区長が出向いて、懇談会という形で、いろいろな利用者のご意見を聞きました。その中で、応援券がわかりづらい、使いづらいというご意見はありました。

私どもがスタート応援券の事業実施をする趣旨ですけれども、基本的には、利用が少ない育児支援ヘルパーとかファミリーサポートの事業を知ってもらおうということで立ち上げて、展開を図ってきたところです。そういう意味では、いわゆる経済的支援という部分には直接目的を置いてない部分があるので、わかりづらい、使いづらいという構造になっています。この前、貫井へ行ったときにもいろいろご意見をいただきましたので、これについては、今後より使いやすい方向を検討していきたいと思っています。簡単ですけれども、以上です。

座 長

委員、よろしいですか。ほかに、どう思っているとか、そういうのはないですか。非常に重要なことをたくさんおっしゃったと思うので、よろしいですか。

委員、どうぞ。

委 員

根本的なことですけれども、今の対応で児童虐待が減っていくと皆さんは思われていますか。要するに、受け皿を増やすこと、そして単に児童虐待を起こした親の話を聞いてあげたり、説得したりするだけで減ると思われていますか。児童虐待は、なぜ増えてきたのか。先ほどもお話がありましたけれども、これから増えていくようであればという懸念を持っておられましたね。要するに、私は、普通のことをやっていたのでは、児童虐待はこの世の中では絶対に減らないと思います。何が根幹に悪いのか、そこをきちっと突き詰めることには、きちんとした対策はできない。

例えば、アメリカですと、児童虐待を起こしていると近所の人からの通報があれば、即対応の人がそこへ乗り込んで、子どもを押さえて連れ出して、そして親が何といても、解明されるまでは解放されないという強硬な手段に訴える。それが許されております。でも、日本では許されていません。結果が起きてからでないと、だれも対応できない。こういう法律のもとでは、どのように親を教育しようとしても無理だと思います。であるならば、そこはやめて、受け皿をもっと増やす。そして、そのときに親に教育するというのではなくて、そういう親は教育しても絶対に治りません。ですから、そこに力を注ぐのは、やめた方がいいと思います。私は極論が好きですので、こういう話をしますけれども、その辺は、施設を運営される方に対して、もう少し別の観点からものを見て、親を治そうとしても無理だから、子どもをいかに守ってあげるか、子どもの精神をいかに守ってあげるか、子どもの将来に対して、それが影響を与えないようにするためにはどうするか、そういうところがとても大事なことだと思います。

それから、話は少し違うのですけれども、子どもの支援に対して、119番のような救急車的な支援がどうもないような気がするのです。どういうことかといいますと、母子家庭の母親が倒れた。そして病院に入らなければいけなくなった。夜だった。そのときに、子どもをどうしよう。近所の人とは付き合いがない。困ってしまう。という窓口もきちんとつくっておくことが、いろいろな施設を考えられる中で、窓口というか連絡先1本でもいい

と思うのです。そういうときは、ここに連絡しなさいと。それから24時間帯体制で受け付けられる体制。それだけでもあれば、親御さんとしては非常に心強くなると思います。以上です。

座 長

いかがですか。私の感じていることですが、計画に挙げられている事業はハードというか、税金を注いでつくる事業がずらずらと並んでいて、先ほどもお話が出たのですけれども、どういうサービスがあるか広報をきちんとやってほしいとか、そういうのも本当は計画に入るべきですよ。それから、子育て中のことを考えると、特に子育てに専念している方の虐待が増える傾向が強いと思います。悶々とされるのだと思います。そうすると、子育てに専念している方たちにとっては、自分の人生の次のステージがどうなるのかとか、あるいは友達がいないとか、そういうことが大きな問題だろうと思います。そう考えると、子育てサークルの数はどのくらい増えていくのだろうかとか、そういうものを計画の中には大事な指標としてあるのだろうと思うのですけれども、ハード面の、税金を注ぐことばかり議論するのではなく、もう少し我々は大所高所から必要なところを指摘することも必要なのではないかと思います。それでは委員、どうぞ。

委 員

私は、パワーアップカレッジで、ぴよぴよで3日間、インターシップで実習をさせていただきました。そのときに感じたことで、お母さんたちとお話をさせていただいたのですけれども、先ほども出ました広報活動なのですが、五、六年前に、「練馬子育てナビゲーター」といって、実際に子育てしているママさんたちと、民間の子育てを応援しているNPO法人の方たちがつくった本で、子育てのために必要な本があったのです。実際に子育てしているママさんたちがつくっているもので、本当にこれがあったら、どこに行けばとか、例えば電車に乗るとき、エレベーターがこの辺だとか、その辺まで結構細かく。それをご存じの方もいらっしゃると思うのですけれども、すごくいい本だったのです。1冊くらいあったのか知らないのですけれども、そのときの制作にかかわった人がカレッジの仲間になりましたので、「もう5年ぐらいたっているんで、またつくったらどうですか」と言ったら、「その当初は、東京都から予算があったのでつくれた」とおっしゃっていたのです。それで、そのときは練馬のぴよぴよだったので、今は東庁舎に移動しましたがけれども、上のフ

ロアがそのときは子育て家庭支援センターで、そこに行って、「同じようなものが区であるのですか」とお尋ねしたら、小さくて、割と簡単につくったものがあったのですけれども、中身が全然違う形だったのです。

ですから、こういった広報活動のものがあつたら、今の計画にあるように、ぴよぴよとか、すくすくとか、どんどん時代とともに変化して、内容も変わっていますよね。変わったものをまた改めてつくって、広報活動に役立てられたらいいなと思いました。それと、そのときに、ぴよぴよのスペースがすごく狭かったのを感じたのです。今はどうなっているのかお伺いしたいのですけれども、1階が民間で委託を受けているぴよぴよで、事務所兼食事の世話する部分兼で、私たち実習に行っている者の荷物置き場も、横にならないと通れないくらい事務所と台所が一緒になっているような本当に狭い。従業員の方たちは、あそこは夜10時ぐらいまでやっていますよね。どこで休憩するのかなというぐらいのスペースだったので、その辺が、どのように改善されたのか、お伺いできたらと思います。

子育て支援課長

その前に情報のことでご意見があつたので、ご説明させていただきたいと思います。今回の計画をつくるに当たって、計画書の37ページに、「子育て支援についての情報提供、相談機能の充実」ということで、最初の1については、「子育てに関する情報を一元的に発信」で、私どもで、今回は計画事業に載せてごさいませんけれども、こういう形で取り組みをさせていただこうと思っています。それから、今お話のあつた冊子でございませんけれども、38ページに「 - 1 - 4 (仮称)すくすくナビゲーター事業」がございません。これは、ここにも書いてございませんけれども、情報が、なかなか整理されて提供されていないという現状があるだろうという観点から、私どもとしては、こういう情報をまず一元的に集約をし、冊子とかホームページに載せて、だれでもごらんいただけるようにしていきたい。そこに、こういう知識をきちんと取得をした「すくすくナビゲーター」という方を、子育てひろばに、ゆくゆくは24か所全部に配置し、ご相談もあればきちんとした適切なサービスをご紹介していくと、このようなことで取り組みを続けていきたいと思っています。

それから、練馬ぴよぴよの施設の関係でございません。確かに、練馬のぴよぴよは、ほかのぴよぴよに比べれば狭いところです。そこを改善という話でした。私どもも、2階部分は、もともとは練馬子ども家庭支援センターの事務所がありまして、それが、この4月に

東庁舎に移転をしたということで、スペースとしては空いております。

そこで、2階のスペースも活用して、ひろば事業等ができないかと検討したのですが、避難路が適切にとれないというところで、2階の活用が難しいということになりました。そこで、具体的な解消は今のところは直接図れていないのが現状です。2階のスペースを、できれば来年4月からファミリーサポートの事務所として使っていきたいと思っていますけれども、1階のぴよぴよと2階のファミリーサポートの委託をさせていただき事業者を、できれば同じ事業者にしてスペースの有効活用を図るようなことができないかなと検討しているところです。まだ、具体的に、こう改善するということまで至っておりませんが、今のご指摘の点も含めて、検討していきたいと思うところです。以上です。

座 長

よろしいでしょうか。

委 員

ということは、今は、あの事務所を使って、夜のお食事を与えたり、そうしてやっていらっしゃるのでしょうか。

座 長

ぜひ、広くするべきではないかというのが、ここの意見です。いかがですか。どうぞ。

委 員

遅くなりまして申しわけございません。前段の様子がわかりませんので、今入ってきて、二、三名の方がご発言なされました。それをお聞きしまして、その感想だけ述べてよろしいでしょうか。私は、さっきの委員がご発言をなされまして、極端だとおっしゃいましたが、私は全然極端だとは思ってないのです。本音だと思っているのです。私は、今日は商工会議所の懇談会ということで入ってきたのですが、みんな中小企業は青息吐息です。明日をどうしようかという状態ですから、これから税金は上がりませんよ。ということは、日本は、税金が増えるという前提でものを考えてはいけないということです。ですから、子育て支援にしても、ぴよぴよにしても、今後、5年、10年を考えたら、狭い

・ 広いを論じている状況ではないと思うのです。「狭いながらも楽しい我が家」という言葉がありまして、狭い・広いは大した問題ではないと思うのです。人間を育てるには、虐待をなくすといっても、これはなくならない。ですから、時に親は厳しくしつけないと、殴っても何でもいいから、自分の子どもというのは適当に殴っても、そういうことがなければ子どもというのは育たないと思います。ただ、愛だけ、さんさんと太陽で、いい人間が育つか。育つとは思っていない。これが結局できるのは、親だけです。他人は絶対できません。若い親は経験がないから、それは・・・。

座 長

それは虐待を肯定していらっしゃるのですか。

委 員

そういう意味ではないです。殴ることは虐待ではない。

座 長

議論が混乱しないようにご発言いただきたいと思います。

委 員

私は、殴ることを「虐待」と言っているのではないのです。「殴る」ということは適切な表現ではないので、それは訂正しましょう。「殴るに準じたこと」というふうにご理解いただきたいと思うのです。ですから、そういう意味で、私は人口が減っていく中で、求めるのはいいけれども可能かということは、中長期的に見たら難しいのかなという感じを持っているのです。愛情を注ぐということは、親でなければできないことですし、また、しかることも親でなければできないということになると思うのです。ですから、話を変えますけれども、私は田舎育ちですけれども、これからは共働きが増えると思うのです。年収200万以下の人が増えるから。農家では共働きは当たり前です。若い夫婦が一生懸命野原に出て、おじいさん、おばあさんが子どもを育てるのです。子どもは、そんなことは関係ないから夜中に泣きますよ。そうすると、おじいさん、おばあさんが聞きつけて、それを連れて行くのです。「よしよし」と言って自分の部屋に連れて行って、若い人は眠ることができるのですよ。私は、そういう若い人を知っています。ですから、おじいさん、お

ばあさんには、孫ですから、かわいい。それで経験があるから、なるべくうまく育てますけれども、若い人は、朝は働かなければならないから、朝早くからご飯を炊いて。そういう過酷な条件で昔のお嫁さんは過ごしている。それで舅、姑につとめてきたと思うのです。ですから、それが嫌で今日になったのです。今日でも虐待がある。私は、虐待はなくならないと思うのです。ですから、公的助成を役所でなるべくやっていたらかなければならぬけれども限界があって、そういう面では、練馬区は住宅地域ですから、東京都の子どもの3分の1ぐらいは練馬で育っていると考えてもいいのですから、国民的課題で、みんなで議論して、いい知恵を出していかないと難しいという感じがします。まとまりませんけれども。

座 長

副座長、どうぞ。

副 座 長

さっき委員がおっしゃった、お母さんたちがつくられたナビゲーターの冊子があって、事務局からのご説明で、区でもすくすくナビゲーター事業を実施して、いろいろな情報発信でハンドブックもつくられた。それは同じものではないですよ。区のつくられるハンドブックというのは別のものですよね。そこを確認させてください。

子育て支援課長

基本的に、これを活用していくという方向では考えています。一緒にやる方向で考えています。

座 長

同じか、別かというので、つくった人の主体はならば別でしょう。混乱するような言い方ではなくて、つくる主体が別だから。方向性が同じということはわかりますよ。

副 座 長

何が言いたかったかという、要するに、区役所がやっているのがいけないという話ではなくて、行政から情報を出してもらわないと、住民がわからない情報は山ほどあるので、

それはすごく大事。でも、私自身も東京都の保健所に長く勤めていて、いろいろな事業をやっているときに、行政の中だけでつくるものは住民の感覚からずれているのですよね。私は保健所にいましたので、母子保健事業をやって、全員のお母さんたちと子どもたちに健診に来てもらうのですけれども、こちらの意図と、来る側の構えはいつもずれていて、そこをどうやって埋めていけばというのがすごい課題。やっていく中で一番大事だったなと思うのは、一緒につくることです。実は、お母さんたちは、母子健診に呼ばれたら、3歳児健診だったら、子どもが3歳と言えとか、子どもの名前が言えることができればクリアできる。それができないと、後で個別に呼ばれて相談させられるという情報が、お母さんたちには流れているわけです。それはお母さんたちの正直な感覚で、その感覚をこちらと一緒に聞いて、3歳児の健診にお母さんたちが来たいと思うには、どんな発信の仕方をしていいのか、どんなキャッチだったらいいのか。子育てグループをやっているお母さんたちと一緒に考えさせてもらって、一緒に媒体をつくっていくプロセスがすごく大事だと思うのです。その中で住民のお母さんたちもどんどん力をつけていけますし、そうすると、行政のサポートなども、もっと住民の人たち自身ができることが広がっていくのですよ。そういう意味では、せっかく練馬の中で子育てサポートをしている当事者のお母さんたちがいっしょの力は、物すごく大事だなと、話を聞いていて思うのです。そうすると、そういうお母さんたちが、予算がなくて次のバージョンがつかれないというところにいっしょとすれば、事業そのことだけではないのですが、いろいろな区の事業に、子育てのことであれば子育てをされているお母さんたちとか、先輩になったお母さんたちが事業と一緒にコラボレーションしていただけるような事業展開の仕方が、もっと入っていくといいなと思いました。

さっき座長もおっしゃっていましたが、サークルがどれだけ増えていくかというのはすごく大事で、子ども家庭支援センターの話が前段にありましたけれども、拠点として整備されても、拠点は拠点でしかないというか、そこを面でつないでいくのは、住民の人たちがそれをうまく利用していただかないと面になっていかないので。後は、子ども家庭支援センターだけに虐待のことを全部お願いするのはマンパワー的にも全然無理で、母子保健事業では、練馬区の4か月児、1歳半、それから3歳のときに全員の子どもたちと会うという仕組みになっているわけです。そこで、区内には、全地区に地区担当保健師というのがいるわけですよね。その日常の活動と、お母さんたちがもっと行きやすい拠点の場所と、お母さんたちの中でやっていっしょのサークルが、もっとつながっていけるよ

うな、そこの仕掛けをつくるのが行政の役割かなと思うのです。放っておいても、ばらばらなので、一緒に出会ったり、一緒に何か物を考えたり、一緒に何かをつくったりできるような仕掛けを、事業という税金を使っていただきたいと思います。

座 長

というわけで、さっきのお答えしている中で、福岡市に「子連れでちゃちゃちゃ」という大きな子育て情報誌があって、あれはもともと子育てサークルがつくったのです。それがどんどん大きくなって、ビジネスとして成功したわけです。そういうふうになれば、行政がお金を投入して、子育て情報を無理やりたくさん発信する必要もなくなるのです。先ほど委員がおっしゃっていた「税金を投入しない」というのは、まさにそういうことだと思うのです。そういう民間の活力が育ってくるといいなと思うのですけれども、なかなかこの行動計画の中には、そういうものは事業としては書きにくいところですね。

子育て支援課長

説明が不足していたので、1点だけ説明させていただきます。今、委員からあった「ねりこそ@なび」ですけれども、これは、次世代育成行動計画の前期計画の中で、計画事業に入っています。今回は、さっき申し上げた37ページの「 - 1 - 1 子どもと子育てに関する情報の一元的な発信」というのが、これは後期計画では計画事業になっておりませんけれども、前期計画では計画事業になっています。これは、子育ての団体がこういうものをつくるということで、先ほど都の補助金という話もありましたけれども、実は、区で補助金を50万円ずつ、5年間出してきました。それはそれで、5年限定といことで、一旦は終わるという話になっていますけれども、先ほど申し上げた、区の方で今度はすくすくナビゲーターのホームページ等を立ち上げていくことは別途考えておりますけれども、せっかくあるものをきちんと活用して、連携してやっていく必要があるだろうということで話し合いは進めている状況です。

座 長

「子育てちゃちゃちゃ」ばかりではなくて、結構、地域の子育て情報で成功して、たくさんの部数が出ている雑誌はあるのですよね。それは、行政との間の連携が、要するに行政が、いわば事業骨子をサポートしたという役割になっている場合もあるし、その中心

になった人物が、それだけのパワーをお持ちだということもあるのです。それこそ、練馬区のような小さい人口のところで、そういった子育て情報誌が育たないということは残念なことだという見方もできないわけではないのですけれども。どんなふうに見るか、なかなか難しいところです。この問題は、このあたりのところでよろしいでしょうか。私としては、一つだけ、子育て支援というのは、母親役割を支援するのではなくて、お母さんの生き方の支援を念頭に入れておかないと、特に子育てに専念しているお母さんを悶々とした状態に追い込んでしまうことになりかねないのではないかと思います。

そして、虐待は、確かにいろんな本を読んでいると、昔からそれなりにあるわけです。「なくならない」といってはなくなるのかもしれないけれども、それをこういう場所で言うてはおしまいだという感じもいたします。未然に防ぐことは非常に重要だと思います。その面でいうと、お母さんの生き方を支援していくという視点によって、自分の人生に展望があるということが、広く一般に言っていかなければいけないのではないかなと思っています。

委員

私は協会の方でやっておりまして、いろんな例を見ておりますけれども、お母さんが、子育てに耐え兼ねないのか何か知りませんが、すぐ離婚なされて出ていかれてしまう。そして父子家庭になってしまう。そして、その子どもをだれが見るかといったら、年の離れた60、70過ぎのおばあちゃんが面倒を見ている。そうすると、自然と周りの子どもの親ともギャップが大きいですから、子どものやっていること、それから周りの親の感覚というのは、そのおばあちゃんにはわからないわけです。また、逆も言えるのです。

おかげ様で、その子どもはどうしたかという、結局は閉じ込められてしましまして家の中で遊んでいます。学校から帰ってくると家の中に閉じ込められている状態です。私たちも随分開放しようとして、遊ばせようとして努力いたしましたけれども、おばあちゃまの考え方というのは昔の考え方でして、私もわからないわけではないですが、今はそういうときではない。もっと子どもと仲よく遊ばせなければいけない。それから、もっと「怒るな怒るな」ということを言ったのですけれども、わかってもらえない。

結局、学校の先生と話し合ったりしたのですけれども、父親が、「うちは何の問題もありません」というので、行政は一切入っておらない状態です。そういった家がうちの団地にも、あっちの団地にも、こっちの団地にもあります。また、父親のお母さんではなくて、

今度は母親の方のお母さんが、親がおじいちゃん、おばあちゃんの面倒を見ている。そう
いったところに学童保育ですとか、あるいは「びよびよ」とか、そういったところはど
うして入ってもらえないのかなと私は考えています。私もお願いしました。ですけれども、
町会長は、何回も言うことは聞いてはもらえないのですね。したがって、今その子ど
もは大変苦しい思いをしております。こういうのは一体全体どのようにしたらよろしいの
でしょう。よろしく願いいたします。

座 長

本当にそうです。そういう問題があるということをごきちんとしていただければい
けません。お父さんも、どうなさっているのかなと思います。自分の母親に、おばあちゃ
んに見てもらわないで、お父さんもしっかり見ていかないと。このくらいで、次に進んで
よろしいですね。次へ進みましょう。それでは、時間が押しておりますので、4、5、6
と思いましたが、7、8、9もあわせて、六つ続けたいと思います。

子育て支援課職員

では、四つ目の施策で、46ページをごらんください。「4. 保育サービスの充実」にな
ります。こちらは、待機児童の早期解消、多様な就労形態に対応した保育サービス、自宅
で子育てをする家庭を支援する、そういったような方向性で計画事業、および、さまざま
な事業が続けられております。このうち、「 - 4 - 1 保育所待機児の解消」をご説明
いたしております。47ページに記載してあります。21年度末の現況になります。認可保育
所、私立保育園、公立保育園がありますが、人数だけ申し上げます。認可保育所は、
8,243人の定員がありました。認証保育所は東京都で認める基準の保育所です。623人の
定員がありました。家庭福祉員は、いわゆる保育ママという方々です。この方々が見る
ことのできる定員が117人。駅型グループ保育室、複数の保育ママで運営するものになり
ます。定員が60人。保育室の定員が169名、幼稚園における預かり保育が155人。そして認
定子ども園100人という定員の見込みになっておりまして、21年度末で9,467人の総数にな
っております。5か年の事業量は、個別は省かせていただきますが、1,984人の定数増に
なります。26年度末の目標値が1万1,451人となっております。保育所待機児につきまし
ては、先ほど申し上げました施策の方向で一般的な保育所の入所に限らず、こういったご
案内を保育施設の定員拡大を図っているという計画事業になっております。その他さまざま

まな保育サービスがございますが、後でご協議いただければと思います。

次は53ページ、施策の5番「児童館、地区公民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実」。このうち、計画事業は、「 - 5 - 6 中高生の居場所づくり」となっております。54ページに記載があります。現在、児童館では主に小学校等の児童を中心とする事業が多いですが、こちらの計画事業では、中学生、高校生の居場所を確保するという目的で計画されております。21年度末の現況で、モデル実施館1館がありました。5年間の事業量が10か所で実施する予定です。モデル実施館ということで、22年度末においての目標値が10か所になります。この事業の内容につきましては、中学生、高校生が夕方から夜間にかけてまして専用時間を設けた児童館での活動をしていただく計画になっています。

次に57ページ、6番目の施策です。「その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実」になります。計画事業、「 - 6 - 9 学校応援団推進事業」で、次ページをごらんください。58ページに記載してあります。応援団と申しますのは、区立小学校にPTAや町会、自治会などの地域住民を主体とした学校応援団という位置づけで設置をしております。21年度末の現況、小学校で56校設置の見込みでした。5か年間で9校増、26年末までの目標値、65校全小学校という形になります。引き続きまして、こちらの計画事業すぐ下の「 - 6 - 14 練馬区における『放課後子どもプラン』」になります。こちらは、ただいま申し上げました学校応援団推進事業のうち、学校応援団と学童クラブ事業との連携で、子どもの放課後対策ということで計画事業に挙げられております。21年度末の学校応援団の設置は、先ほど申し上げました56です。ひろば事業と申しますのは学校応援団が学校において、ほかの児童を対象に実施している事業です。学校応援団では、学校開放事業とひろば事業、放課後の児童対策という2本の事業が大きな事業になっております。校内学童クラブの設置を、近接の設置校も含めまして42校設置しておりますので、56校と42校の間で連携をしていくことになっております。5か年間で、先ほど申し上げました学校応援団は9校増で、学童クラブの連携事業を進めていきますが、校内学童クラブの設置数として設計・工事16件を予定しております。順次、学校の中に学童クラブを設置、移設していく中で、学校応援団との連携を図っていく事業になっています。

続きまして、63ページをごらんください。「8. 経済的な支援」のページになります。こちらは大きな計画事業はありませんので、後でまたご議論いただきたいと思います。

続きまして、9番目の施策です。「だれもが働きやすい就業環境の推進」になります。こちらは、67ページに「 - 9 - 9 男女共同参画計画に基づく施策の推進」ということ

で挙げられております。現在、第2次練馬区男女共同参画計画がありまして、第3次の策定を21年度中にやっているところです。21年度末の現況といたしまして、第2次の状況で女性の労働実態調査などを行い、5か年間で練馬区の男女共同参画の第3次策定ということで計画をしております。また、26年度末の目標値に引き続き、次期の計画の推進という位置づけになっております。

失礼いたしました。7番目の施策を抜かしてしまいました。申しわけございません。61ページをごらんください。7番目の施策です。「子ども自らが考え、参画する機会の拡充」です。計画事業といたしましては、練馬ゆうゆうスクール、子どもによる講座づくりになっています。さまざまな、ゆうゆうスクール事業がありますが、こちらは、子どもが子どものために企画をする内容になっています。区内の中学生や高校生の団体が、小学生の皆さんにいろんなことを教えるというコンセプトで実施しているものです。21年度末では15講座、5か年間で33講座の増で、26年度末には48講座の目標値となっております。簡単ではありましたが、以上です。

座長

どうもありがとうございました。六つの柱があって量が多いのですけれども、どこからでも結構ですので、どうぞ発言ください。一番気になるのは待機児童の問題かと思うのですけれども、どんな様子でしょうか。

保育課保育助成係長

現在の待機児童状況は、今年4月1日現在の待機児童数は552名。その前の年が429名、その前の年、20年度には254名。20年度から昨今の経済情勢の悪化によって申込者数が増加して、正直申し上げまして23区の中では世田谷区に次ぐ、人口の多いところはどうしても多いと思うのですけれども、今年はワースト2、このような実情です。

委員

待機児童の話ですけれども、優先順位があると聞いています。入所できるかできないかの制度です。それで例えば、先ほどありましたように、家に高齢の方がいらっしゃると優先順位が落ちてしまうことがある。それはどうですか、そういうことは。

委員

本当です。

委員

そうしますと、例えば、高齢の方の状況によっては、面倒を見られない人もいます。親は、今度はその人の介護をしなければいけない状況もある。そうすると、そこに子どもがいた場合に、親には大変な負担がかかるわけです。ですから、そういう現状をもっと分析して、優先順位の見直しも、一つ考えられてはいかがでしょうか。

保育課保育助成係長

選考に当たりまして、優先指数、優先の度合いを図る基準の数値を、ポイントを重ねて、それで点数の高いものから選考していくということで、点数にあらわしますので、その辺の内容につきましては公正に客観的に見て、点数で判断できるようなものということで、これまで積み重ねてきたものです。今後、そういった要素の変更がある場合には、本当に慎重にしなければいけないと考えております。

委員

その優先順位の話ですけれども、いろいろな状況を私が耳にする限りにおいては極めて不公平だなと。優先順位を下げられる人が結構います。ですから、先ほども言いましたように、高齢者の要介護の方を抱えたところは、優先順位は低くなっています。実際の優先順位の点数のつけ方が、本当に子どもの支援に対して適切かどうかということを再度、私は見直す必要が絶対あると思っております。

座長

ほかにございますか。

委員

今の委員のお話のとおりでございまして、おばあちゃんたちが、預かっている子どもに対して何を言うかという、「おまえに飲ませる麦茶はない」ですとか、そういった言葉を聞いたことがございますか、皆さん。それから、「おまえに食わせるご飯はない」。そ

ういうことを言われた子どもは、どういう思いがしますか。そういった家庭に対して、もっともっと優先順位を広げて、そして助けていただきたいと思います。これは現実です。

委員

委員のお話を聞いて、ここまで近く、お子さんとその家庭に接していらっしゃる方がここにいるのに、それが行政に反映されないのはどうしてですか。現状をつなげる場所があればいいのです。どこですか。

委員

親が、おばあちゃんが学童クラブに入れてもらおうと思って相談に行ったら、おばあちゃんが見ているからだめだと。それから、保育園も同じことが言われたと。

委員

要保護児童には当たらないのですか。

委員

そういう言葉を浴びている子どもは、虐待と私は思うのです。小学校の先生も虐待とっております。

座長

今のケースは深刻なケースです。ここで議論するには手に負えないと思いますので、また担当の部署で。

委員

今のお話ですけれども、今も「虐待」とおっしゃっていますので、ぜひそれは子ども家庭支援センターに上げていただきたいと思います。

座長

この件はこの場からの議論から外しましょう。ここでみんなが議論するには重過ぎますので。どうぞ自由にご発言をお願いいたします。

委員

待機児童のことにしまして、私から、いつも思っている疑問です。すぐに就労しなくてはいけない人も中にはいます。でも、子どもがいたら就労できないです。特にひとり親の方はとても切実な問題だと思います。そういったときに、一時保育みたいな制度がもっと充実していればいいと思うのです。保育園は区立で60園あるわけですから、一時保育といますか、毎日待機がかかっているからできないのですけれども、緊急性の高い方から一時保育を使うことがもっとたくさんあればいいと思って。この表を見ますと5年の事業量で1か所増と書いてある。もう少し、何か足りないのかなという素朴な疑問があります。それから、保育園の場合は、区立の保育園でも民間に委託している園がありまして、その園ですと一時保育はできます。だけれども区立の直営の園だとそういうことがなかなかできていない。民間委託園というのは、運営費が直営よりも少なくできるということで、結構、人件費だとかそういったところは、かなり直営に比べて少なくなっていて、そういった人選の中に非常勤の職員の割合が結構多いのですけれども、そういう方々たちは一時保育もやり、延長保育も、直営の園よりも時間も多くありという中で、もう少し直営の園が頑張ってもらいたいと、私も直営の園にお世話になったのですけれども、そういったことで、もっともっと工夫をすれば今よりも状況がよくなるのではないかなと思っております。本当に、今すぐにも預けて働きたいという人がたくさんいますので、そのことについては近々に解決しなくてはいけないのかなと思っております。どうでしょう。

児童青少年部長

一時保育ということでお話が出ましたけれども、基本的に保育所は、保育に欠ける状態が必要ということで、今の制度は、練馬区だけではないのですけれども、全体の中に、かなり固い考え方があるのです。なかなか、そこを突破できないということで、就労しているとか病気だとか、要するに子どもを保育するに欠ける状態があるかないかというのが非常に判断になっているという状況です。今おっしゃったようなところで、就職活動をするに当たって、実際には子どもさんを預けないと活動できないではないか。これは本当に切実な気持ちとして、私もわかるのですけれども、なかなか制度的な部分で、そこに収まらない部分があるというところがありまして、一時保育の考え方にしても、就労のために預けるという制度にはなっていないのです。一定の枠の中で、これに該当したらということでやっているところがありますので、なかなか難しいのです。いずれにしても、今やっ

ている保育園の一時保育にしても、子ども家庭支援センターでやっている一時預かりもあるのです。それから、東京都で今年から始めている、ある程度の時間に限った保育のありようを考えていこうということで、要するに保育園に入らなければならない、9時から5時までや、もっと長い時間やっている保育園だけではなくて、もう少し細かい形の預ける施設を多様に準備していることによって、ある意味では本来の保育園の需要が、そっちに行くことによって出てくるのではないかということで、今いろいろやっております。私も区としても、そうした対応についてはこれからもやっていきたいと思っております。ただ、区立の中で一時保育をやるということになりますと、一つは、一時保育をやるという話の中で、施設的な整備をしなくてはいけないとか、それから、人の配置ということで、どうしても過重な負担になってくるのが現実にはあります。その辺もありますので、今のところは委託をして、かつ施設的な整備が図れる中で進めていきたい。いずれにしても、一時保育ないしは、それに擬した形のサービスの多様化については進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

座 長

委員のご発言は、所定の施設を増やすという意味ではなくて、むしろ民間でもいいから、都の待機児童を解消するようにした方がいいと、私は聞き取ったのですけれども。

委 員

それもありますけれども、民間の園ですと一時保育という事業をやっていて、区の直営の保育園が54ぐらいあるのですけれども、やっていない、実績がない。それは利用者としてはもう少しやってほしいなど。

座 長

できないなら、民間委託をどんどん増やせと聞こえたものですから。私も、どちらかというとそっちの説のものですから。

保育課保育助成係長

今後は認可保育園を積極的に整備を進めていくのですけれども、これは私立の認可保育園となります。今後の整備の新設に当たっては、地域バランス、あとは、どうしても一時

保育スペースが必要になりますから、土地の面積だとか、施設規模によりますので、そういったものを勘案して、極力、一時保育室を設置していくことを進めます。

委員

一時保育の話ですけれども、先ほど、私も言ったのだけれども、緊急保育というところが抜けているのです。要するに、緊急的に、急に「お願い」と言っても、「事前の登録が必要です」とか、「審査が必要、年会費が必要」と言って、受けてくれるところがどこにもありません。要するに、お母さんが倒れたときに、子どもが1人になった。お母さんが入院しなくてはいけなくなってしまった。この子どもはどうしましょう。受けるところがないのです。どこも受けてくれません。そういう発生自体は非常にまれだと思いますけれども、発生した人にとっては極めて重要な問題です。まれということであれば、どこかにつなげるラインだけをつくっておけば、さほどの経費はかからないと思うのです。何とか、そういう窓口、人をどこかにつくっておいていただければ、ひとり親のお母さんも非常に安心して子育てができるのではないかと思います。

座長

ほかにございますか。予定した時間、8時10分までこの議論をしたいと思います。

委員

全然違う話で、中高生の居場所の問題ですけれども。

座長

どうぞ。

委員

特に、中学2年、3年の子どもたちは、大体3、4人でグループを組んで、ひとり親のお母さんが働いている家に入り込んで、その家を、めちゃめちゃにするというとおかしいですけれども、そういう傾向性が高いです。うちの団地でも、そういうことが何回かありまして、近所のおじさんが「何やっているんだ」と怒鳴ったら離れていきました。ですけれども、どこで離れていくかといっても、すぐそばにおりまして夜中まで騒いでいる。私

から考えると、なぜうちに帰らないのかと思うのですけれども、うちに帰れないようになっているのかなと。親子関係が断絶してしまっているのかなと。そうなりますと、子どもがいくらあれしても、また親が頑張っても、帰りづらい。母親は当然心配します。母親にしてみたら、「うちの子は、どこに何をしているのだろう」と。でも、言えば、怒鳴る、暴れる、それではどうしようもないという形であります。それで、その子たちはどこにいるかという、近所の住宅街の小さな公園で暴れまわっているわけです。「します」というとおかしいですけれども、本当に近所の住民たちは大変です。夜中は眠る時間ですから。それを11時、12時あるいは1時、2時まで騒がれていたら、どうなってしまうか。結局は、110番の連発になってしまうわけです。ですから、その前に、子どもと親の断絶を、もう一回教育し直す必要があるのではないかと私は思っているのです。この3、4年、特に会長を引き受けてからこっち、いろんな問題が見えてきまして、こんなにもたくさんいろんなことがあるのかと、押しつぶされそうな気持ちになっているのです。特に、子育てに関しましては比重が高いです。中学生、高校生の居場所、昼間はこういう学童クラブですとか、さっきおっしゃった区民館だとか、いろいろあるのです。ですけれども、5時、6時以降はありません。問題はそれから後の時間のことです。そういったところの対処は、何かないのでしょうか。教えていただきたいと思います。

座 長

事務局の方でお答えは可能ですか。

委 員

なければいけないです。

委 員

この問題については、答えにはならないと思いますけれども、結局、町会をなさってということで、私も実は町会をやっているのです。向こう三軒両隣を、格好よくいうと「有機的なつながり」、つまり、お互い声をかけ合っていくことが、これからは非常に必要だと思うのです。それしかない。町会の役員をやっている方は年配の人が多いため、経験を持っている。あるいは、状況によっては若いお母さんを慰めることも可能だと思うのです。今、私の頭の中で考えられることは、町会の機能を、役所がやることの世論を盛り

上げて、役所も、町会がそういう使命を持っているのだから、血の通うような隣近所の付き合いをしてほしい、有機的な、仲のよい社会を徐々に、時間はかかるでしょうけれども、こういう構築をしようということで世論形成の役割を役所に求めるなら私は賛成です。

委 員

町会の話ですけれども、みんなが町会に入っているわけではなくて、最近は入っていない人が多いのです。これが非常に問題です。それで、その人たちを入れようとしても、入りません。要するに、面倒くさいから嫌だと言うのです。そういうところを改善できるかどうかというと、改善できない。どんなことをやっても無理でしょう。そうすると、町会の力を借りて何とかしたいと思っても、本人たちは受け入れないのです。それから周りの人たちも、「あの人はもうだめだから、放っておくしかない」といって、勧誘はしません。そういう問題が根本にありますので、町会を何とかしたいというお気持ちも非常にわかるのですけれども、現実としては、かなり難しいと思います。

委 員

全くそのとおりだと思います。私もそう思います。しかし、それは若い人が多いです。年配の人も入らない人がおりますから、それは仕方がないけれども、どちらかといえば若い人が多い。だけれども、それは権利と義務の乱用です。子どもを育てなくなったら、区で何とかしてくれ、地域で何とかしてくれと。町会に入って付き合いはしない、金を出すのは嫌、ごみを出すのは嫌。権利は主張するけれども、義務を尽くさないという単純なところ。そこから出ていると思います。

座 長

それでは、大分時間も押してまいりました。今日せっかくご出席されておられながら、まだ一言もご発言ない方もいらっしゃいます。これからは、今まで1回も発言したことがない方に、優先的に権利を差し上げますので、どうぞご意見がございましたらお手をお挙げください。4番目から9番目であります。1、2、3番目でも結構です。

委 員

虐待対応ですけれども、平成21年で、1週間に1人ぐらいが虐待で亡くなったというこ

と。また、これは心中を入れていないのです。心中も虐待と入れると、数が倍になるということがデータとして出ています。この数がずっと減らないのです。先ほど、アメリカとか先進諸国、欧米諸国の場合は、日本より虐待対応がかなり進んでいて、日本は後から法律を整備しながら対応してきています。現実には、欧米諸国で減っているかということ、減っていない、むしろ増えている。これは、対応や防止策だけやっても、これは減らないだろうと。ただ、そこだけで見てしまうと減らないかもしれませんけれども、社会の問題は、教育の問題とか、あるいは経済、いろいろ問題が絡み合っていると思います。その辺は、今回の計画が一つの問題だけ特筆して、これで対応できるのかということが、まず一つ一つとしては無理だと思う。就労とか医療の問題、そうした問題も含めて総合的にやっていると、ベースを上げていかないと難しいと思っております。そういうところでは、一つ一つの欠点だけ取り上げても、これは無理ではないか、これはだめではないかといっても、そうではなくて、この計画を一つずつ着実に積み上げていくことが必要だろうと思っております。

また、これをやっている間に国の政策も随分変わってきていると思っております。例えば、保育園にしても、前は措置だったのが、利用の制度に変わった。でも利用の制度に変わった後も、先ほどの入所方法はちっとも変わっていない。優先順位も、実際に利用者から見ると、なかなか昔と変わっていないのかな。そういうとらえ方もあると思っております。

また、幼保一元化というか、これは、絶対必要数が、保育園が足りないということで、いろんな問題が起こっているのです。今は優先順位のことまで言っていますけれども、これは絶対数が足りないから、どうしても、どんな方法をしていても不満が残る。入れない人も出てくれば、なぜということもあろうかと思うので、これは根本的に、幾らやっても解決しないのかなと思っております。その辺は現実が増えると考えたら、キャパを増やさないと難しいかなと思っております。この辺については、保育園の設置基準が、かなり厳しい。「厳しい」と言っただけではいけない、厳しくしないといけないところもあるでしょうけれども、これは都道府県に移管されて基準も変わってくる、財政的にも正式には変わってくるということでは、いい面と悪い面が出てくる。ただ、うっかりすると、たくさんつくった方がいいけれども、お金がないからといって劣悪な保育園ばかりが増えて、保育園ばかり増えてしまうと大変なことになるかなと思っておりますので、それは気をつけながら増やしていかないと、後々、こんなはずではなかったということになりかねない。そういうことを心配しています。いろいろありますけれども、以上です。

委 員

企業の方から共働きが大変増えておりますけれども、お母さんに対して、また父親に対しても、今度、法律が変わりまして、時間単位の有給休暇の取得ができるようになりました。これは労使協定ですけれども。というのは、さっきの緊急保育の問題もありましたけれども、例えば、子どもが急に病気になって、病院に連れて行かなければいけないという場合に、1時間とか2時間の有給休暇で、これは年5日間ですから40時間あるのですけれども、そのほかに有給休暇も半日単位とかで使えますので、そういう面で法律も変わって、企業も積極的にそういうことを導入して、共働きができるようになってきている。あとは、父親保育ということで今日のテレビのニュースで、広島県知事が父親保育に入ったと。前にニュースがありましたけれども、杉並区長もそれを請求できるというニュースがありまして、徐々にそういうふうになってきています。

練馬区ではどのくらいとられていますか。練馬区役所で父親保育はいないですか。

座 長

練馬区役所の職員の方で、育児休業を取得したお父さんはどのくらいいるかという質問です。

児童青少年部長

全くゼロではございませんけれども、今のところは、ほとんどいないといってもいいくらいの数だと思います。

委 員

ぜひ、積極的にやっていただいて、PRしていただくと、企業の中でもそういうのがとりやすくなるのではないかと思います。

座 長

そうですね。

委 員

以上です。

座 長

同感です。委員、どうぞ。

委 員

それでは、小学校のPTAを代表してお話させていただきたいです。質問になってしまうかもしれませんが、今、小学校で放課後の居場所づくりということで、学校応援団とか学童クラブということで大体いただいているのですが、確かに小学校の低学年とかは、今は共働きが多いので、こうした場所が必要なことは当然のことだと思うのですが、これを、例えば先ほどの中学校・高校生の放課後の居場所づくりまで今お話があるのですけれども、これは中学校まではわかったとしても、高校生に同じような観点で居場所づくりということで、あえて受け皿をつくってあげなければいけないのかなと。

例えば、中学校では、小学校で学童クラブが充実してきていますから、地域の児童館は小学生が少なくなっている。この先、その児童館をどうしていくのですかと館長に質問したところ、中学生を相手にしていきますと。私たちの時代はどうか分からないのですけれども、中学生では児童館にいるということもどうかと思うのですけれども、それをあえて高校生までそうした放課後の居場所づくりをしてあげることが、具体的にどのようなことで、高校生にどのような場所を提供して、その高校生とどのような触れ合いをしていくのかというビジョンが見えないので、もしお答えしていただけたらと思ひまして。

座 長

いかがですか。

子育て支援課長

中高生の居場所づくり事業ということで、20年度から中村児童館でモデル事業をやらせていただきました。それを踏まえまして、今年度から中村児童館等が本格実施をしているということです。児童館が今まで小学校低学年を中心に利用されていたというところがありましたけれども、ここのところで、学校応援団のひろば事業に小学生が流れていくということで、今後の児童館のあり方としては乳幼児、それから中高生対応が重要になっていっていると思っております。乳幼児は、おかげさまで児童館利用の3割を超える状況になってきています。これは一定の役割を果たしています。それから、中高生についても、公共施設

の中で中高生が過ごせる、活動できる場所が非常に少ないということから、児童館でもその役割を一定担うべきだろうと考えています。中村児童館では1日30名、多いときには50名ぐらいで、主に利用しているのは中学生ですけれども、体を動かしたり、後はダンスをやったり、バンド活動をやっています。中学生については、地域のボランティア活動をするところまで発展をしてきていますので、これは一定の役割は果たせるものがあると思っております。ただ、おっしゃるとおり高校生については非常に数が少ないということもありますけれども、公共施設の中での高校生の居場所は、ほとんどないという状況です。全部の児童館でやる必要があるかどうかは、今後の利用状況を見て検証していかないといけないと思っておりますけれども、杉並の「ゆう杉並」という施設では、高校生が来ているんな活動を展開して、地域に還元していくという活動をしておりますので、そういう観点での発展性があるかなということを考えつつ、取り組みを始めたところです。確かに中学生と高校生については、今後、考え方を整理する必要があるかもしれないという認識はあります。

青少年課長

直接の回答ではないかもしれませんが、高校生の活躍といたしまして、ジュニアリーダーという講習会をずっと練馬区でやっております、小学校の5年生、6年生、そして中学校1年生から3年生までを、毎年300人ぐらい、青少年委員会が中心になって講習を行っています。その卒業生たちが、青年リーダーという形で高校生あるいは大学生になっても、今度は、自分たちが育ててもらったということで、逆にボランティアとして小、中学生のいろいろ世話をしていくという関係がジュニアリーダー養成講習会では成り立っております。また、その子たちが、地域のリーダーとして活躍しているという現状がございます。そういう形態が全体に敷衍していくことになれば、練馬区の子どもたちはとても素晴らしい青少年として育っていくのではないかなと思っております。

委員

ありがとうございます。ジュニアリーダーはよく存じ上げております。私が申し上げているのは、要するに、居場所として、高校生たちを集めてどのような行動をさせていくのか、その辺のビジョンがわからなかったもので、よくわかりましたので、今後ともよろしく願いいたします。

委員

私は、実は青少年委員をやっています、ジュニアリーダーで育った子ども、小学生から中学生が、初級、中級とやって、その後、今は協力者という言い方ではないのですけれども、そういう高校生、あるいは大学生ぐらいの子どもたちの活躍の場が少ないのです。だから、その辺では地域の育成委員会とか、あるいは町会とかそうした事業にぜひ使ってほしい。使ってほしいと言いながら、結構年配の方々が、そういう若い子が来ると、「ピアスしているからだめ」とか、「茶髪だからだめ」とか、「シャツを中に入れなさい」とか、いろんなことを言われてウンザリして、その子はおなか痛くなってやめてしまったとか。若い子を育てようという気持ちでやっていただけると助かるかなと、そういう子を育てるためにも、指摘してあげるのはいいのだけれども、余り追い詰めないようにしてあげて、温かく育てようとする気持ちが、地域のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんかもしれませんけれども、私たちの年代が気をつけてあげなければいけないかなと。受け入れ体制がしっかりしていれば、そういう子は育つのではないかなと感じました。

座長

わかりました。我々も気をつけましょう。時間が押してまいりました。実は、あともう一つ議題がありますので、あとお二方でよろしいでしょうか。委員、どうぞ。

委員

始めの方で、子ども家庭支援センターについてのお話で大分盛り上がったかと思うのですけれども、三鷹で子ども家庭支援センターが立ち上がって、先駆的な取り組みをしたモデルになった部分があるのですけれども、練馬の子ども家庭支援センターでも虐待等の相談の部門と、それからぴよぴよ等に代表される子育てひろばの事業と、大きく二つに分かれるのかなと思うのです。三鷹の取り組みの中では、子育てひろばの中で、心配なお母さんに会ったりと、その中で見出していく。そこを専門の相談につないでいくということで、決して、その部門はそれぞれ分かれたものではなくて、早期発見の部分から連動して、少し疲れたお母さんであれば、「どうしたの」と相談の方で声をかけていくといった取り組みから始まったというところがあるかと思いますが、そのあたりは、現在の体制であっても、とても大事なところだと思いますので、連携していただきたい。

それから、設置の部分について言いますと、本当に先駆型のところで虐待対応のノウハ

ウを積み重ねることはとても重要な一方で、ご意見にもあったように、とにかく練馬は広くて、何かあったときに即応しなければいけないという課題がありますので、そこも一緒に改善していくところはあるかと思っております。それから、後の方で、緊急の状況に陥ったときに、お子さんをどういうふうにお預かりできるかというお話があったかと思うのですが、平日の日中の場合であれば、練馬区もショートステイがありますので、まずはその利用が可能かどうかという検討もあろうかと思いますが、2歳からの利用となるので、2歳未満のお子さんで、本当にひとり親の子だけで、保護者の方が緊急入院等になって、幾ら探してみても、それ以外にないということであれば、児童相談所にご連絡いただければ、乳児院というところでお預かりできることとなりますので、そこをご検討いただきたいかなと。それから、日中であれば手分けして関係機関を含めて、どんな支援策があるかということもご検討しようかと思うのですが、夜間とか、急にといった場合には、お母さんに入院の状況が発生したと同時に、お子さんは要保護の対象のお子さんとなりますので、警察等にご連絡をいただければ、そこを経由して児童相談所でお預かりできることもありますので、この場でお話させていただきます。

座 長

あとお一方でよろしいでしょうか。もし、いらっしゃいませでしたら、もう既に計画していた時間は少し過ぎているのですけれども、もう一つ議題がございますので。まだご発言のない委員の方もいらっしゃいますけれども、よろしいですか。それでは、第1の議題については、今日はこのくらいにしようと思っております。まだ議論をするチャンスは何回かございますので。次回、次々回についても取り上げていただいて結構だと存じます。

それでは、次の議題のまいりたいと思っております。次回の予定についてであります。次回の予定について、事務局の方で案がありますので、そちらの説明をお願いいたします。

子育て支援課職員

では、お手元の資料3をごらんください。次回の予定の案です。次回の日程は、12月14日火曜日とさせていただきます。予定の案は二つです。一つが施設の視察。二つが本日より同じように夜間の会議になってございます。これは、両方する予定はありませんで、どちらかということでお諮りいたします。特に施設の視察につきましては、委員から直接、前回もご意見をくださいまして、また事務局の方にご意見をお届けくださいました。その辺

のご意見を中心にしながら、予定施設といたしましては小学校の少人数指導の様子、それから学童クラブ、それから先ほどお話をさせていただきました学校応援団でやっております児童放課後等居場所づくり事業（ひろば事業）、それから保育園等の予定があります。おおむね午後に区役所にお集まりいただきまして、マイクロバスにて各施設を回るということで、多少、保育園の予定時間とかがございますので、予定の組み方によりましては施設が全部回れないこともあります。その辺の案は事務局にお任せいただきたいと思います。解散は夕方ということで予定をしております。また、会議は、本日と同じように、次の施策でご意見をいただくという流れです。いずれかについて、お諮りいたします。

座長

ということで、実は、12月14日に第3回の会議を予定しておるのですけれども、その会議につきまして、2案ございます。どちらかをお選びいただければと思います。どちらかに決めたいと思っております。1案は施設の視察です。午後1時から午後5時まで約4時間の予定ですけれども、練馬区内の小学校少人数指導、学童クラブ、児童放課後等居場所づくり事業、保育園を見て回るということです。今後の議論のためには大変重要なことだと思います。それから、もう1案は、今日と同じように会議をするという案です。6時半から午後8時半まで、今日と同じように会議をするという、その二つの案で、どちらがよろしいかということです。もしご意見ございましたらご意見をちょうだいしますが、時間が迫っておりますし、多数決で決めさせていただいてもいいかと思っております。多数決でよろしいでしょうか。

(はい)

座長

それでは、挙手をお願いいたします。施設の視察がいいと思われる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

座長

10人です。それでは、会議がいいという方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

座 長

6人。それでは、多数決で施設の視察としたいと思います。施設の視察をしたからといって会議の回数が減るわけではございませんので、会議をする前に、とりあえずまず実態を見る方がよいのではないかとということでお考えいただければいいと思います。次回を会議にしても、その後また施設の視察というご提案をすることになりますので。まず施設を視察してということでしたしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、次回は12月14日火曜日、1時にお集まりください。また、ご連絡を事務局から差し上げます。それで、1時半から大体おおむね5時前後にかけて、マイクロバスで移動して区内のさまざまな関連の施設を見ていくことになります。

委 員

行程のところには「子ども家庭支援センター」も入っていますが、予定施設のところには入っていないですね。

子育て支援課職員

予定施設に漏れておりました。申しわけございません。予定では、子ども家庭支援センターになっております。

座 長

子ども家庭支援センターも予定施設に入っているということです。それでは、ほかにございませんでしょうか。なければ、今日はこれでおしまいにしたいと思います。本当にお忙しいところ、長時間ご議論いただきましてありがとうございました。

委 員

シンポジウムを11月6日にやりますので、そのしおりが25部置いてあります。興味のある方はお持ち帰りいただいて、ご出席していただいて。時間はたっぷりっていますが、この話とは違う話で、さっき少し口を滑りましたが、図書館を通しての新しい子どもの教育というかサポートの問題がある。関連することはする、だけど今日のテーマとは違うのです。よろしくをお願いします。

座 長

それでは、ご関心のある方は、どうぞ委員のチラシをお持ちの上お帰りください。今日
はご苦労様でございました。ありがとうございました。